

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

大淀町は、北半部は起伏の大きな山地が広がり、斜面は全般に急峻である。これらの山地の地盤は、強固な花崗岩などの岩石地盤であるが、尾根部の風化帯や断層部などでは、脆くなって崩壊や土砂流出しやすい特性を有しており、注意が必要である。

① 洪水害(大淀町地域防災計画)

大淀町の南部を流れる吉野川(紀の川)の支川の水源地域にあたる地形的状況から、中小河川による外水氾濫の可能性が考えられる。南部の吉野川(紀の川)沿いの平野部では、吉野川(紀の川)の外水氾濫だけでなく、内水氾濫の可能性も考えられる。

奈良県より発表された当町に關係する浸水想定区域図によると、吉野川(紀の川)では、出口から佐名伝までの川沿いの低地で浸水が予想されている。吉野川沿川で概ね 5m 以上の浸水深が続いており、一部で 10m 以上の浸水深が想定されている。また、町北西部の曾我川では、薬水の川沿いのごく一部に浸水想定区域がみられ以上の地域では注意が必要である。

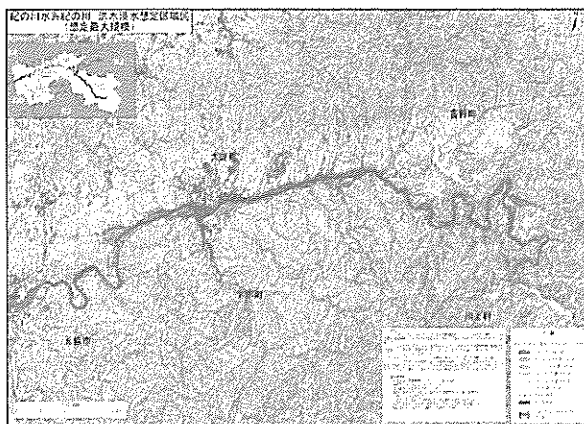
■ 浸水想定区域の作成概要

対象となる河川	紀の川水系紀の川(吉野川)	大和川水系曾我川
作成主体	奈良県	
指定年月日	平成 31 年 3 月	
指定の根拠法令	水防法第 14 章第 1 項	
指定の前提となる降雨	想定最大規模降雨(※)	想定最大規模降雨(※)
関係市町村	五條市、吉野町、大淀町、 下市町、川上村	大和高田市、橿原市、御所市、 川西町、三宅町、田原本町、 高取町、広陵町、河合町、大淀町

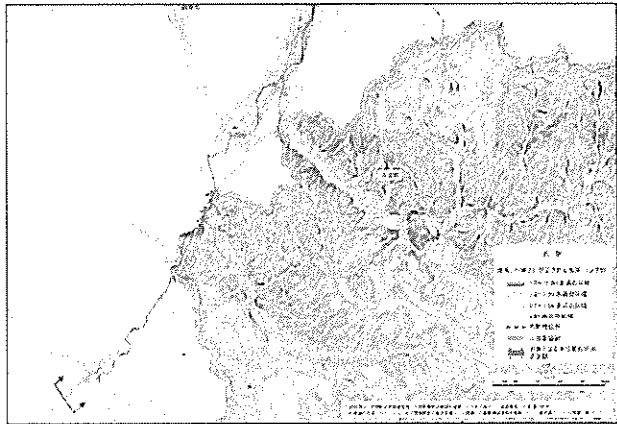
資料: 奈良県土木部河川課資料

※想定最大規模降雨: 水防法の規定により定められた想定最大規模降雨

■ 吉野川(紀の川) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)



■ 曾我川 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)

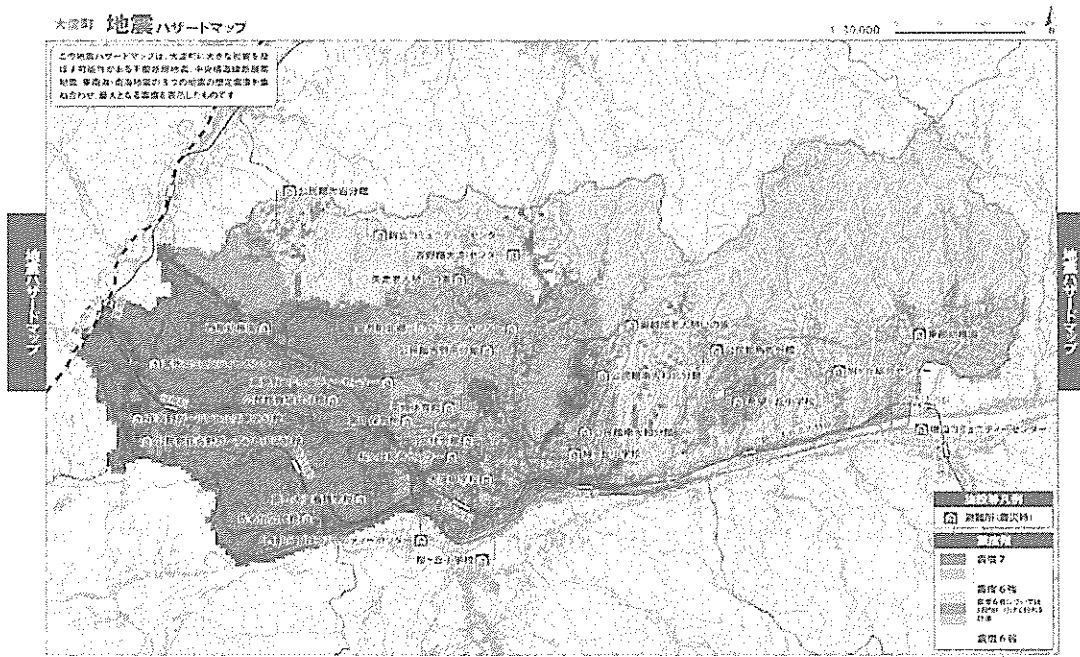


② 土砂災害(大淀町地域防災計画・大淀町地震・洪水ハザードマップ)

土砂災害では、全町に広がる山地・丘陵地などの傾斜地の中で、自然斜面が残っている箇所について、斜面崩壊・地すべり・土石流の被害が予想される。大淀町内には、県の調査によると土石流危険溪流が196溪流、砂防指定地11箇所、急傾斜地崩壊危険箇所232箇所、山地災害危険地区70箇所、土砂災害警戒区域536箇所分布しており、豪雨等により罹災害が発生する可能性がある。

③ 地震災害(大淀町地域防災計画・大淀町地震・洪水ハザードマップ)

大淀町付近の活断層は、本町を東西に縦断する千股断層をはじめ、五條市付近には中央構造線、葛城断層、金剛断層など多くの活断層が確認されている。大淀町に大きな影響を及ぼす可能性がある千股断層地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震の3つの地震の想定震度を重ね合わせ、最大となる震度は一部が震度7、大半が震度6強になると予想されている。



■地震による被害想定(大淀町)

区分	中央構造線断層帯			千股断層			東南海・南海地震		
	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数
人的被害 (死者・負傷者)									
(人)	68	291	359	68	291	359	2	2	4
建物被害									
(棟)	1,392	1,243	2,635	1,389	1,212	2,601	26	45	71

④ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、大淀町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 700名【平成31年4月1日町統計より】
- 小規模事業者数 560名【平成28年経済センサスより】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状態)
商 工 業 者	建設業	110	72	町内に広く分布している
	製造業	101	94	＃
	卸売業	22	16	＃
	小業業	182	126	＃
	飲食店・宿泊業	66	46	＃
	サービス業	208	202	＃
	その他	11	4	＃

(3) これまでの取組

① 大淀町の取組

- ・ 防災に関する計画・マニュアルの策定および訓練の実施
- ・ 避難所の指定・防災備品の備蓄
- ・ ハザードマップの策定
- ・ 災害時応援協定の締結
- ・ 防災知識の普及

② 大淀町商工会の取組

- ・ 事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・ 損保取り扱い機関との連携および損害保険への加入促進
- ・ 大淀町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 大淀町商工会青年部による被災地視察
- ・ 大淀町商工会女性部による防災勉強会の開催

II. 課題

現状では、緊急時の取組について明確な取り決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不足している。更には、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについての事業者への周知が十分に行えていないといった課題が山積している。

また、感染症対策において、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

大淀町地域防災計画に基づき、発生が想定される大規模自然災害等に備え、中小企業等に対し事前の備えや早期復旧等の対策について、町と商工会が一つになって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組の徹底を推進する。

- ・ 会員事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、全国商工会連合会等が提供するBCP(事業継続計画)策定ツールを活用しながら、事業者のBCP策定における伴走型の支援を実施する。さらに、国の認定制度である「事業継続力強化計画」の申請について周知を行うとともに、中小企業診断士等の外部専門家と連携のうえ、申請支援を実施する。

- ・ 巡回時や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談等を実施する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、大淀町商工会と大淀町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、大淀町内において感染症発生時には迅速に拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

* その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大淀町商工会と大淀町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

大淀町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時混乱なく応急対策等に取り組めるよう事前の対策を強化する。近年多発する自然災害や事故・病気・感染症など日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明を行う。
- ② 商工会が発行する会報や町広報、WEBサイト等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入力し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 大淀町商工会は、令和5年に事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 奈良県商工会連合会から紹介を受けた損害保険会社や共済アドバイザー等、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、ビジネス総合保険や感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認及び計画策定を推進。
- ・ 発災後、速やかに事業継続できるよう損害保険・共済制度の加入状況を確認する。
- ・ （仮称）大淀町事業継続力強化支援協議会（構成員：大淀町商工会、大淀町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（地震・風水害等）が発生したと仮定し、町村・県等による訓練への参加、連絡ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で大淀町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況[家屋被害や道路状況等]等を大淀町商工会と大淀町で共有する。)
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大淀町における感染症対策本部設置に基づき、大淀町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 大淀町商工会と大淀町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、大淀町商工会と大淀町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

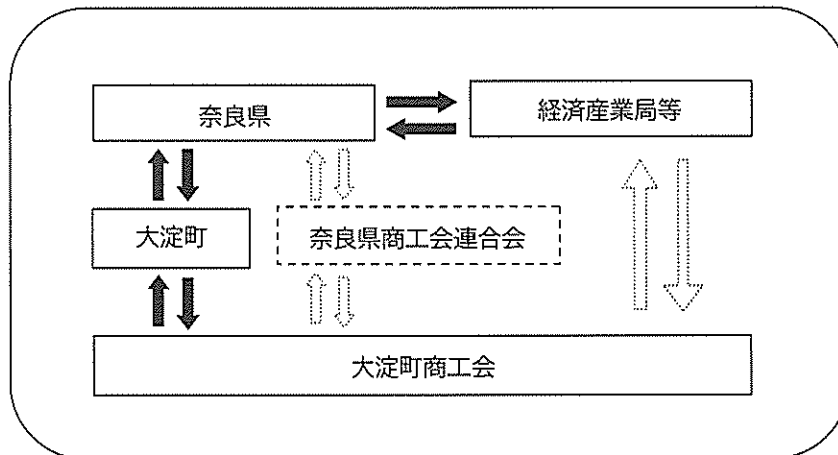
発災後～3 日間	1 日に 3 回共有する
4 日目～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～2 ヶ月	1 日に 1 回必要に応じて共有する
2 ヶ月以降	必要に応じて共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、大淀町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
大淀町商工会と大淀町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について

て、あらかじめ確認しておく。

- ・ 大淀町商工会と大淀町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて大淀町商工会または大淀町より奈良県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、大淀町商工会と大淀町が共有した情報を奈良県が指定する方法にて大淀町商工会または大淀町より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

- ・ 相談窓口の開設方法について、大淀町と相談する。
(各商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 各地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や奈良県、各町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

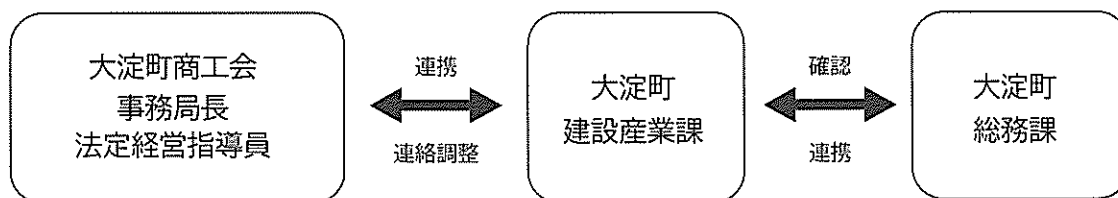
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 12 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 南谷 龍也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

■大淀町商工会

〒 638-0821 奈良県吉野郡大淀町下瀬 906-1

TEL：0747-52-9555 FAX：0747-52-8397

E-mail：daisyoko@m5.kcn.ne.jp

②関係市町村

■大淀町 建設産業課

〒 638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090

TEL：0747-52-5501 FAX：0747-52-4310

E-mail：kensetsusangyou@town.oyodo.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・広報費	70	70	70	70	70
・防災・感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大淀町補助金、奈良県補助金、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。